

2025年規定審議会制定案提出用紙

1. 提案者（クラブ名） 千葉ロータリークラブ
2. クラブ番号 15015
3. 制定案文面

RI 細則 15.060.2. 地区賦課金の承認

原文

"地区資金を調達するために、地区内の会員に対して賦課金を割り当てるものとする。賦課金の額は、次のいずれかによって決定するものとする。

- (a) 大会に出席し投票する選挙人の過半数
- (b) 研修・協議会または PETS での次期クラブ会長の 4 分の 3 の承認。標準クラブ定款第 11 条第 5 節 (c) において指定された代理を含む。"

改定内容

主文の末尾に 選挙人及び次期クラブ会長は本細則 15.050.1. に準じて会員数の区分に応じた票数を持つものとする を加える

- (a) を 大会に出席し投票する選挙人が持つ票の総数の過半数 とする
- (b) を 研修・協議会または PETS での次期クラブ会長が持つ票の総数の 4 分の 3 の承認。

趣旨及び効果

- ・現状は各クラブの議決権は 1 票と解釈でき、それが行われている。
- ・一方で、地区賦課金は地区内の会員が拠出する
- ・採決にあたっては会員の意思がより正確に反映できる方法が望ましい
- ・クラブによっては会員数に大きな隔りがある
- ・よって、選挙人及び次期クラブ会長が保有する議決権数の算定は地区決議における議決権数と同じ方法がふさわしい

結論

よって、国際ロータリーの決議により

"地区資金を調達するために、地区内の会員に対して賦課金を割り当てるものとする。賦課金の額は、次のいずれかによって決定するものとする。 選挙人及び次期クラブ会長は本細則 15.050.1. に準じて会員数の区分に応じた票数を持つものとする

- (a) 大会に出席し投票する選挙人 が持つ票の総数 の過半数
- (b) 研修・協議会または PETS での次期クラブ会長 が持つ票の総数 の 4 分の 3 の承認。
標準クラブ定款第 11 条第 5 節 (c) において指定された代理を含む。"

とする。

財務上の影響

特段の影響はない